

○案件：十日町市地域防災計画（原子力災害対策編）の変更案

○募集期間：平成26年9月25日～10月20日

○提案された意見数（意見提出者数）：2人

○ご意見に対する市の考え方

十日町市南新田町1丁目1番地14 高橋 由美子 (妻有のいのちとふるさとを守る会・みんなで決める会) 様	
ご意見	市の考え方
1 (30 ページ 第2章6節4(2)) コンクリート屋内退避施設の整備～木造家屋・車などに退避しても、放射線はほとんど通過してしまうことを広報し、退避施設の整備・広報を。	第2章12節1において、「市は、住民等に放射性物質の特性等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う」こととしています。 また、今回の改正により第2章6節4(1)、(2)に、コンクリート屋内退避施設や避難所等の整備・周知に努めることを加えています。
2 (31 ページ 第2章6節5) 要支援者に関して、具体的移送手段・避難先を定めておく必要がある。	今回の改正により第2章6節6で、要支援者を含む要配慮者の避難誘導・搬送体制等の整備について、体制や計画等の整備に努めることとしました。
3 (39 ページ 第2章9節4(2)、第3章4節6) 緊急事態の中で、ヨウ素剤を配布することは困難。(保育園勤務者として、無理なのは確実) 30km 圏内はあらかじめ配布。その外でも希望者に配布。(事前説明必要)	今回の改正により第2章9節4において、市は県等と連携し、緊急時に速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくことを決めました。 安定ヨウ素剤の配布、服用に関して、県や関係市町村、医師会、薬剤師会と「検討会」を設置し、検討を始めています。
4 (47 ページ 第2章14節) 防災訓練の実施について、養護施設・保育園・学校・病院などで、実施の必要(市の方で指導すべき)。	第2章14節は、市が取り組む訓練について規定しています。 施設ごとの防災訓練の実施については、施設管理者が作成する避難計画等に基づき各施設で行うべきものと考えます。市の指導については、今後の国・県から提供される情報等を踏まえて対応します。
5 (69 ページ 第3章4節4(4)) スクリーニングに関して、避難所に入る前に、実施の必要。車・人・持ち物などで避難所が汚染される恐れがある。	スクリーニングの場所の開設については、第3章4節4(1)において定めています。 具体的な場所の選定については、市が候補を選定し、県が決定することとなっていますので、候補の選定にあたってはご意見の点にも配慮し、検討します。
6 (71 ページ 第3章4節8、9) 要支援者の施設で避難計画をあらかじめ策定することになっているが、(学校・	学校、病院等については施設管理者が避難計画を作成することとしています(第2章6節6、7)。 市では、国・県から提供される方針や情報等を的

病院等) そのことについて、当事者に説明する必要がある。(市の方で、研修会として指導すべき)	確に関係する施設へ提供します。研修会の開催については、その情報等を踏まえて必要性を判断し、対応します。
7 (その他) 被害を受けた時の賠償責任をあらかじめ・原子力事業者と、取り決める必要があると思う。 地域住民の関心を深めるため資料を 30 km圏内の学校・保育園などに配布し、意見を聞くべきだと思う(今のやり方では誰も見ていないと思う)。	平成 25 年 1 月に市と東京電力㈱で交わした安全協定の中に柏崎刈羽原子力発電所の運転保守に起因した市民への損害の補償についての規定を加えました。 パブリックコメントの方法については、今後のパブリックコメント実施時の参考とさせていただきます。

十日町市高田町 3 丁目西 大嶋 利子 様	
ご意見	市の考え方
1 「災害は忘れたところに起きる」といわれます。事前に情報を得ていることが大切であり、そのためにも事故が起きた場合、放射性物質が風向き、風力等でどう拡散していくのかシミュレーションしたものがが必要です。その検証があってこそ防災計画が意味あるものとなります。	放射性物質の大気中拡散計算結果は、防護対策決定の参考情報として活用することとしています。一方で、万が一を考えれば、どのような風向や風力であっても対応できるよう備えておくことも必要と考えます。国は緊急時活動レベル (EAL) や空間放射線量率などの実際の計測値に基づく防護措置を実施する判断基準 (OIL) を決めました。これに対応するため、今回の改定では第 2 章 5 節などでモニタリングやこれに基づく防護措置に関する記載を修正しています。
2 放射性物質の特性も住民に知らせておくべきです。 屋内退避を掲げていますが、放射能は紙、木材は貫通します。コンクリートは遮蔽するといわれているものの放射性物質の中には貫通するものもあります。	第 2 章 12 節 1 において、「市は、住民等に放射性物質の特性等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う」こととしています。 現在、UPZ 内の集落において行っている説明会では、簡単ではありますが放射線の特性に関する説明を行っています。
3 安定ヨウ素剤は、自己管理のもと事前配布が望まれます。災害は複合的に起きることが多いため配るにもまた取りに行くにも間に合わないでは意味がありません。この問題については今後検討されていることになっていますが、事故が起きた時の状況を想像してしっかり話し合っていたきたいです。	今回の改正により第 2 章 9 節 4 において、市は県等と連携し、緊急時に速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくことを決めました。 安定ヨウ素剤の配布、服用に関して、県や関係市町村、医師会、薬剤師会と「検討会」を設置し、検討を始めています。ご指定の点も踏まえ検討を行います。
4 毎年各地区において防災訓練を行って	第 2 章 14 節に、市が取り組む訓練について規定を

いますが、ほとんど自然災害を想定したもので、まだ、一度も原子力災害を想定したものは行っていません。間じかにある原発を考えたとき、今回の福島事故は、とても他人ごととは思えません。	設けています。 現在、住民への情報伝達訓練などの市と住民が一緒に行う訓練について、県の原子力防災訓練と連携して行う計画を進めています。こうした訓練を重ね、普及を図っていきたいと考えています。
---	---